



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

町税は納付期限内に 納付しましょう

町税は自主的に納期限内に納付することが原則です。

納期限までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を送付した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。徴収金とは、本税に、延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

まだ納付されていない方は、金融機関等で早急に納付してください。

【納期限を過ぎても 納付がない場合】

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

- ①督促状の送付
- ②電話や文書、直接訪問などによる納税の催告
- ③財産調査を実施
- ④預金、給与、不動産等の財産の差押え
- ⑤差押えた財産の公売・換価

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へ是非ご相談ください。

【夜間納税相談窓口の開設】

次のとおり夜間の納税相談窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時	令和2年12月17日(木) 18日(金)
午後8時まで	
場所	役場別館1階 税務課

中学生 税の標語

日高地方租税教育推進協議会(大寺隆秀会長)が、町内中学生から募集していた令和2年度「税に関する中学生の標語」に220人の応募がありました。

その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場庁舎内に1年間掲出されます。

【受賞作品】

「納めよう 明るい未来 拓くため」

日高中1年 中村泰晴

「僕たちの 未来をつくろう 税金で」

日高中2年 嶋田倫也

「税金を 町へ社会へ 未来へと」

日高中1年 細川美紅

建築物の新築。 増改築または取壊 しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築（増改築）されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築（増改築）をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課ま

太陽光発電設備を 設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産（固定資産）として町への申告が必要な場合があります。

下表で「課税の対象」に該当する場合は、令和3年2月1日（月）までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

対象となる方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきます

設置者	設備の発電規模	
	10kw以上	10kw未満
個人（住宅）	発電量の全量（売電）は、事業用資産と課税の対象となります。	事業用資産と課税の対象となります。
個人（事業用）	事業用資産となるため、売電の有無にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人		

※一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります

すので、事前にご連絡をお願いします。

でご連絡ください。
また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

「地域カフェ」を 開催します！

みなさんで、お茶を飲みながら、

楽しい時間を過ごしませんか？

場所 田杭集会所（阿尾1630番地）

日時 12月10日（木） 13時30分～15時

参加費 100円

メニュー ○コーヒー ○紅茶 ○日本茶

「サンフルひだか」のパンの販売を予定しています。

対象 日高町内にお住まいの方

※新型コロナウイルス感染予防対策のため、マスクの持参をお願いします。なお、消毒の徹底や会場内の換気、開催時間を短縮して実施いたします。

【お問い合わせ】

地域包括支援センター（☎63・3801）

